## 食品衛生責任者の選任について

### 食品衛生責任者とは

食品衛生責任者とは、施設や HACCP に沿った衛生管理等の食品衛生上の管理運営を行う人のことです。

### 食品衛生責任者の要件

食品衛生責任者の要件として、調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格がある方、 食品衛生責任者養成講習会を受講した方が該当します。その他については、 最寄りの保健所へお問い合わせください。

## 食品衛生責任者の要件

都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会 (食品衛生責任者養成講習会)を受講してください。静岡県では一般社団 法人静岡県食品衛生協会が食品衛生責任者養成講習会を開催しております。 詳しい日程等については、静岡県食品衛生協会のホームページをご覧ください。



静岡県食品衛生協会

桧 宏

#### 問合わせ先

名称	担当	電話番号	所管区域		
賀茂保健所	衛生薬務課	0558-24-2054	下田市、東伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町		
熱海保健所	衛生薬務課	0557-82-9116	熱海市、伊東市		
東部保健所	衛生薬務課	055-920-2102	沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町、函南町		
米叩怀姓的	修善寺支所	0558-72-2310	伊豆市		
御殿場保健所	健所 衛生薬務課 0550-82-1223 御殿場市、小山町				
富士保健所	衛生薬務課	0545-65-2154	45-65-2154 富士市、富士宮市		
中部保健所	衛生薬務課	054-644-9283	焼津市、藤枝市、島田市、川根本町		
中的体性的	榛原分庁舎	0548-22-1151	牧之原市、吉田町		
	衛生薬務課	0538-37-2245	磐田市、袋井市、森町		
西部保健所	掛川支所	0537-22-3262	掛川市、菊川市、御前崎市		
	浜名分庁舎	053-401-0155	湖西市		

# 食品衛生法改正のお知らせ

食品衛生法改正に伴い営業許可制度の見直し等が行われ、 令和3年6月1日から施行されました。 この施行に伴い新たに手続きが必要になる場合があります。



生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」

## ■ 営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、業種が再編されました(裏面参照)。

営業実態に応じて、改正後の新たな業種の許可取得、届出の手続きが必要となります。



新たに許可業種になる事業を改正前から営んでいる方(裏面A)は、 **令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります。** 許可を取得するためには、基準に適合した施設設備が必要です。

## 届出制度の創設

原則、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、保健所職員(食品衛生監視員)が対象事業者を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届出をする必要があります。



食品の販売等を行っている事業者の方(裏面®)は、 届出が必要となります。

## 食品衛生責任者の選任

全ての営業許可施設及び届出施設に食品衛生責任者を定める必要があります。



食品衛生責任者の資格がない方は、 資格を取得する必要があります。

この印刷物は、40,000部作成し、1部あたりの印刷経費は4.0円です。

]	見	統合される業種	移行する業種	届出になる業種	変更のない業種	許可が必要となる業種	相出が必要となる業種
(	在の営業状況	飲 要 素 店 営 業       飲 食 店 営 業       食 用 油 脂 製 造 業       よ 業       食 用 油 脂 製 造 業       よ 業	乳酸菌飲料製造業       乳酸菌飲料製造業       食品の冷凍又は瓶詰食品製造業       自動販売機       製品製造業       製品製造業       製品製造業       製品製造業       製品製造業       製品製造業       業業	( 冷蔵流通品、はちみつ、食産品の冷凍とは 瓶詰食品 製造業 (自動販売機) という ( と	アイスクリート A	をする食品の製造、満物を主原料 とする食品の製造、満物を主原料 とする食品の製造、満物を主原料 とする食品の製造、満物を主原料	その他食品の販売業等
		7		,			
	新許可(	かそ・しょう 食 用油脂製造 葉子製造 業 機	マ乳処理業、乳製 品 の 類 版		変更なし	漬     液     水     食       物     卵     製     品       製     具     小	
	令和3年	業     業     塩       に     業     に       が     に     株       合     合     統	村製水品製     製     製     品     品     品     品     販       製製造造 業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業			造 造 造 大 た た た た た た た 、 た 、 た 、 た 、 、 、 、 、 、	
改正後	1	まりか、現任の許り期限まじ使   来どおり営業が可能です。	改正後に必要な新許可は、製造品目に応じて判断する必要が あります。 現在の許可期限まで従来どおり営業が可能です。		新許可では一部の業種で、取扱える食品の範囲が拡大されます。例) ・清涼飲料水製造業において、生乳を使用しない乳飲料の製造が可能になります。 ・豆腐製造業において、がんもどき、おからドーナツ等豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品の製造が可能になります。	改正前に事業を営んでいる方は <b>令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります。</b> 改正後に必要な許可及び許可の要否は、製造品目に応じて判断する必要があります。 許可を取得するためには基準に適合した施設設備が必要になります。	
	P			届出			届出
	届出			・営業の実態に応じて届出になるかを判断する 必要があるため、最寄りの保健所へ御相談くだ		· 届	出が必要です。※
				さい。 ・許可期限満了時に届出業種に移行する場合 は手続きは不要です。			

## 現在許可を取得されている施設の方へ ~手洗い設備の施設基準が変更になります!~

現行の施設基準: 取っ手に指が触れる構造 改正後の施設基準:

洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造









※ 以下の業種については、営業の届出は不要です。

- ① 食品又は添加物の輸入業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(冷凍・冷蔵倉庫業を除く) ③ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗等食品衛生上の危害発生の恐れのない包装食品の販売
- ④ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤ 器具容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供20食数程度未満の施設や、 農家・漁家が行う採取の一部と見なせる行為(出荷前の調整等)についても、営業届出は不要です。